

鳥取県星空ビジネス支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県星空ビジネス支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、優れた星空環境が地域経済の振興に資する貴重な資源であることに鑑み、県内中小企業者が星空を生かした商品の開発又は改良等を行うのに要する経費の一部を補助するとともに、商工会法（昭和35年法律第89号）に定める県内の商工会（以下「商工会」という。）又は商工会議所法（昭和28年法律第143号）に定める県内の商工会議所（以下「商工会議所」という。）が星空を生かして条例第9条の規定による指定を受けた星空保全地域（以下「星空保全地域」という。）の産業を振興する事業に要する経費の一部について商工会法に定める県商工会連合会（以下「県商工会連合会」という。）を通じて、又は商工会議所に補助することにより、地域経済の振興に繋げることを目的とする。

2 前項の「県内中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に定める中小企業者であって県内に主たる事務所を有するものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する業種の事業を行う者は除く。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1及び別表3の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）については、同表第2欄に掲げる事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に対し、別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）については、県商工会連合会に対し、予算の範囲内でそれぞれ本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業については別表1及び別表3の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満は切り捨てるものとする。）とし、間接補助事業については別表2の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とする。）以下とする。この場合においては、仕入控除税額（補助対象経費又は間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。

3 補助事業及び間接補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年12月28日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額又は仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 県商工会連合会は、第3条第1項に規定する間接補助事業の実施に係る補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	県商工会連合会
	様式第2号による	県商工会連合会が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	県商工会連合会が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助事業又は間接補助事業に係る重要な変更
 - (2) 補助事業又は間接補助事業の中止及び廃止
 - (3) 補助対象経費又は間接補助対象経費の増額を伴うもの
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 県商工会連合会は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 県商工会連合会は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の重要な変更
 - (2) 間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第9条 県商工会連合会は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日及び間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業又は間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費又は間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第11条 県商工会連合会は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（財産の処分制限）

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）

第13条 県商工会連合会は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 県商工会連合会は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 県商工会連合会は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。

（雑則）

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平30年7月31日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成31年4月15日から施行し、平成31年度の交付事業から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 対象事業及び補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
星空活用 商品開発 支援事業	県内中小企業者	<p>[対象事業]</p> <p>次のいずれにも該当する商品開発又は商品改良を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○星空を生かした商品（有形の消費財に限る。）の開発又は改良を行うもの。 ○「星取県」ブランドの認知度並びにイメージの向上及び観光誘客又は消費拡大等による地域経済の活性化に繋がると認められるもの。 ○条例の目的に反するとは認められないもの。 <p>[補助対象経費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商品開発及び販路開拓に要する経費。 <p>詳細は別紙1（1）に記載のとおり。</p>	2分の1	25万円

別表2（第3条、第8条関係）

1 間接 補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接 交付主体	5 間接 補助率	6 間接 補助限度額
星空保全 地域ビジ ネス支援 強化事業	県商工会連合会	別紙1（2）に記載のとおり。	商工会	10分の10	50万円

別表3（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 対象事業及び補助対象経費等	4 補助率	5 補助限度額
星空保全 地域ビジ ネス支援 強化事業	商工会議所	別紙1（2）に記載の対象事業、対象経費、補助額のとおり。	10分の10	50万円

別紙1

(1) 対象経費の詳細 (星空活用商品開発支援事業)

経費区分	費目	内 容
商品開発費	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング等を外部に依頼するために必要な経費
	直接人件費	新商品開発に従事する従業員・アルバイトについて、当該開発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額
	産業財産権導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
販路開拓費	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費
(共通経費)	旅費交通費	従業員及び外部専門家等の移動に要する経費
	会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
	雑費	事業実施にあたり付随的に支出する、印刷製本費、資料購入費、通信費、運賃、事務用消耗品費、雑役務費等

(2) 補助金の条件等 (星空保全地域ビジネス支援強化事業)

対象者	星空保全地域を管轄する商工会
対象事業	<p>星空保全地域の産業を振興するため、同地域を中心としたエリアに事業所を有する中小企業者を対象に星空を活かして実施する以下のいずれかに該当する事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品、サービス開発支援事業 ・セミナー、個別相談会等開催事業 ・商談会、展示会等の開催又は出展等のビジネスマッチング支援事業 ・商品等の情報発信、PR事業 ・専門家派遣事業 ・その他、中小企業者の需要創出、新事業展開又は高付加価値化等に資する事業
対象経費	対象事業を実施するために必要な経費であって、最も効率的な方法により実施する場合に要する経費。
補助額	対象経費から補助事業に伴う手数料又は市町村補助金その他の収入の額を控除した額。

様式第1号（第4条、第10条関係）

〇〇年度鳥取県星空ビジネス支援事業計画（報告）書
 <星空活用商品開発支援事業・星空保全地域ビジネス支援強化事業>

1 事業概要

事業実施主体	※名称、住所、代表者名、担当者名、連絡先を記載してください。
事業の名称	
事業の目的	
事業実施期間	
事業内容	
事業スケジュール	
他の補助金の活用の有無	[有 ・ 無] ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。
消費税の取り扱い	一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

2 事業費の内訳及び算出根拠

事業の細目	科目	積算	計	財源内訳	
				県費	自己負担
計					

[添付資料]

- 星空活用商品開発支援事業（※①, ②は申請時、③は実績報告時、④, ⑤は共通）
 - ①事業実施主体の概要（組織構成、事業等）が把握できる資料
 - ②改良する商品の概要が把握できる写真等（商品改良を行う場合に限る。）
 - ③成果物又は成果物の概要が把握できる写真等
 - ④商工団体（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に定める県内の商工会議所、商工会若しくは県商工会連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める県中小企業団体中央会をいう。）から指導を受ける場合は、当該指導に関する資料（団体名、担当者、連絡先、指導内容を商工団体が記載）
 - ⑤その他参考資料
- 星空保全地域ビジネス支援強化事業
 - ①事業内容が把握できる資料
 - ②成果物又は成果物の概要が把握できる写真等（成果物がある場合に限る。）

様式第2号（第4条、第10条関係）

〇〇年度鳥取県星空ビジネス支援事業収支予算（決算）書
＜星空活用商品開発支援事業・星空保全地域ビジネス支援強化事業＞

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		

(注) 収入の内容を具体的（手数料収入、市町村補助金等）に記載すること。

2 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		

(注) 摘要欄には、積算等を明記すること。

様

鳥取県知事 ○○ ○○ 印

○○年度鳥取県星空ビジネス支援事業（星空活用商品開発支援事業／星空保全地域ビジネス支援強化事業）補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県星空ビジネス支援事業（星空活用商品開発支援事業／星空保全地域ビジネス支援強化事業）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「（星空活用商品開発支援事業／星空保全地域ビジネス支援強化事業）」とし、その内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、（補助対象経費／間接補助対象経費）の実績額（について、鳥取県星空ビジネス支援事業補助金交付要綱（平成30年7月31日付第201800111639号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額）と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第10条関係）

鳥取県知事

様

所在地
名称
代表者名

印

〇〇年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった 年度鳥取県星空ビジネス支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、鳥取県星空ビジネス支援事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1	補助金の確定額	金	円
2	（補助対象経費／間接補助対象経費）の額	金	円
3	実績報告控除税額	金	円
4	確定した控除税額	金	円
5	補助金返還相当額	金	円

※ $4 - 3 > 0$ の場合、 $(4 - 3) \times (1 \div 2)$

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。